

高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法の一部を改正する法律案新旧対照表

○ 高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法（平成十一年法律第六十三号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
附 則 （この法律の廃止） 第二条 この法律は、平成二十七年三月三十一日まで に廃止するものとする。	附 則 （この法律の廃止） 第二条 この法律は、平成二十二年十二月三十一日まで に廃止するものとする。